

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 28 日	
千葉市長	殿
	提出者 住 所 千葉市中央区川崎町1番地 氏 名 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所 所長 専務執行役員 永井 肇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 043-262-2284
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(千葉地区)
事業場の所在地	千葉市中央区川崎町1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業
② 事業の規模	製品出荷額 4,744(億円/年)
③ 従業員数	2,525名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	原料⇒焼結機、コークス炉⇒高炉⇒溶銑予備処理⇒転炉 ⇒連続鑄造⇒圧延機⇒表面処理⇒製品

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 1

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	11種類	(別紙 2)
	排 出 量	32193.3 t	(別紙 2)
	(これまでに実施した取組) 製鉄所から発生する特別管理産業廃棄物は、特管廃酸、有害汚泥が主です。製鉄所ゼロウェイスト活動として、操業改善による排出量の削減を従来から実施しています。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	11種類	(別紙 2)
	排 出 量	35585.3 t	(別紙 2)
	(今後実施する予定の取組) 高炉改修が完了し、粗鋼生産量が前年10%増加する見込で令和6年度の排出量も約10%増加する計画です。 中長期的には資源の有効活用の観点にたつて、廃棄物の排出・処理と資源化のリサイクルとが一体になった循環型システムのより高度な実現を目指します。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理廃棄物は、ホッパー・ピット等で分別収集を実施しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 100%の分別を今後も継続します。

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	11種類	(別紙2)
	全処理委託量	32,193.3 t	(別紙2)
	優良認定処理業者への処理委託量	32,137.7 t	(別紙2)
	再生利用業者への処理委託量	32,134.7 t	(別紙2)
	認定熱回収業者への処理委託量	255.9 t	(別紙2)
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	31,842.1 t	(別紙2)
	(これまでに実施した取組)		
	製鉄所から発生する特別管理産業廃棄物は、特管廃酸、有害汚泥が主です。それぞれの処理方法について処理後副産物が有効利用できる業者を選定し、適正処理が実施できるよう随時処理方法を見直しています。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	11種類	(別紙2)
	全処理委託量	35,585.3 t	(別紙2)
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	35,523.9 t	(別紙2)
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	35,520.6 t	(別紙2)
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	282.8 t	(別紙2)
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	35,197.2 t	(別紙2)
	(今後実施する予定の取組) 処理後副産物がさらに有効に利用できる業者を選定し、適正処理が 実施できるよう随時処理方法を見直します。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	32,030.5 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙1 廃棄物管理組織・体制

統括責任者	所属 環境・防災部 職名 部長	氏名
廃棄物担当組織名称	環境・防災部	廃棄物担当組織人数 4 人
技術管理者	職名 エネルギー室 資格 認定講習会修了	氏名 連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物 管理責任者	職名 環境・防災部 主任部員 資格 講習会修了	氏名 連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物 (感染性)管理責任者	職名 安全健康室 主任部員 資格 医師(産業医)	氏名 連絡先電話番号
産業廃棄物対策組織図		
東日本製鉄所(千葉地区)環境管理システム(EMS)に基づく管理 <pre> graph TD A[所長 副所長] --> B[千葉地区 環境・防災部(事務局) 総括責任者:環境防災部長] B --> C[製鉄部 部長 推進責任者] B --> D[製鋼部 部長 推進責任者] B --> E[エネルギー部 部長 推進責任者] C --> C1[原料工場長] C --> C2[製鉄工場長] C --> C3[製鉄技術室長] C --> C4[コークス工場長] C --> C5[コークス技術室] D --> D1[炉材技術室長] D --> D2[3製鋼工場長] D --> D3[4製鋼工場長] D --> D4[製鋼技術室長] E --> E1[エネルギー設備室長] E --> E2[エネルギー室長] E --> E3[技術室長] E --> E4[エネルギー] C --> CEMS[部EMS] D --> DEMS[部EMS] E --> EEMS[部EMS] </pre>		
担当部門名	業 務 内 容	
環境・防災部	所内全体の廃棄物の処理・保管状況の管理	
総務部	事業系ごみ(紙くず等)排出状況の管理	
各製造部門	産業廃棄物の排出・処理等の管理	
スチール研究所	産業廃棄物の排出・処理等の管理	

(別紙2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

[illegible]

(別紙2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類										
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類										
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
【前年度（令和5年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類										
	全処理委託量	710.3 t	有害ばいじん	840.4 t	有害燃え殻	3.1 t	0.4 t	249.7 t	30,221.8 t	特管廃油	2.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	710.3 t		840.4 t	3.1 t	0.4 t	0.4 t	249.7 t	30,173.2 t	3.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	710.3 t		840.4 t	3.1 t	0.4 t	0.4 t	249.7 t	30,173.2 t	3.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t		136.2 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	710.3 t		704.2 t	3.1 t	0.4 t	0.4 t	249.7 t	30,172.6 t	0.0 t	0.0 t
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類										
	全処理委託量	785.1 t	有害ばいじん	928.9 t	有害燃え殻	3.4 t	0.4 t	276.0 t	33,406.1 t	特管廃油	2.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	785.1 t		928.9 t	3.4 t	0.4 t	0.4 t	276.0 t	33,352.3 t	3.3 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	785.1 t		928.9 t	3.4 t	0.4 t	0.4 t	276.0 t	33,352.3 t	3.3 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t		150.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	785.1 t		778.4 t	3.4 t	0.4 t	0.4 t	276.0 t	33,351.7 t	0.0 t	0.0 t